



〈PROFILE〉 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例

Y社セクハラ事件

その3

裁判所は、これまでの原告に対する行為、忘年会全体の雰囲気、忘年会後の事情により、不法行為の成否及び過失相殺の可否について、どのような判断をしたのでしょうか。

争点(2)被告ら3名の不法行為の成否及び過失相殺の可否

被告ら3名の本件忘年会における原告らに対する行為は、(ア)ないし(キ)のとおりであり、これらの行為内容に照らし、これらの行為は、暴力行為及び性的嫌がらせ行為として原告らの身体的自由、性的自由及び人格権を侵害するものとして、不法行為に当たるといえる。したがって、これに反する被告らの主張は採用できない。

しかし、また、原告らの多くは、本件忘年会当時かなりの人生経験を経た中高年に達する者であったことからすれば、被告ら3名の行き過ぎた行動を諷めるべきであったといえる。ところが、原告らは、被告ら3名の上記行為を特に咎めることなく、むしろ嬌声を上げて騒ぎ立て、原告X5及び原告X1においては被告Y1を押し倒すなどしたことが認められ(証拠各写真からこれらの点は明らかである。)このような原告らの態度が被告ら3名の感情をたかぶらせ、セクハラ行為を煽る結果となったことは容易に推認される。したがって、原告らにも上記の点で落ち度があったといえるから、原告らの損害については過失相殺の法理を類推適用するのが相当である。

…(略)

争点(3)被告会社の使用者責任について

本件忘年会は、睦会の主催で行われたものであることは当事者間に争いが無いが、睦会は、被告会社三次営業所の職員全員をもって構成され、職員相互の親睦を図ることを目的とした団体であること、睦会の顧問は三次営業所長とされていること、本件忘年会は、被告会社の営業日で、しかも職員の勤務時間内に行われたこと、本件忘年会は、営業に関する慰労を兼ねたものであったことの各事実を総合すれば、本件忘年会は、職場の営業活力

を醸成したり、あるいは職場における人間関係を円滑なものにするといったことに資するものとして位置付けられ、被告会社の業務の一部あるいは少なくとも業務に密接に関連する行為として行われたものと認められる。したがって、本件忘年会における被告ら3名の前記不法行為は、被告会社の事業の執行につき行われたものといえる。

争点(4)事後的対応に関する被告会社の債務不履行の成否について

ア 調査開始時期について

被告会社が、調査を開始したのが、平成14年5月であったことが、迅速に調査する義務に違反した債務不履行には当たらず、雇用主としての環境保護義務違反があったとはいえないとした。…(略)

争点(5)原告らの損害について(略)

忘年会が舞台のY社セクハラ事件では、忘年会が親睦会の主催であるとしても、親睦会の顧問が営業所長であること、営業日の勤務時間内に営業に対する慰労として行われたことなどから、会社の業務の一部か少なくとも密接に関連するものとして行われたと認定し、セクハラ行為について会社の使用者責任を認めました。また、原告らの責任による過失相殺が認められた注目される判決です。今月は送別会、来月は花見や歓迎会と、お酒の席が続く季節となります。老婆心ながら自戒の念も込めて、飲む機会には、こうしたセクハラやパワハラが起きないように、参加者の誰もが楽しいお酒の席となるようにしたいものです。

(元)